

○山形県産業廃棄物税基金条例

平成18年 3月22日山形県条例第18号

山形県産業廃棄物税基金条例をここに公布する。

山形県産業廃棄物税基金条例

(設置)

第1条 産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正処理の促進に関する施策を実施するため、山形県産業廃棄物税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額とし、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する施策の実施に要する経費（産業廃棄物税の賦課徴収に要する経費を含む。）に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年規則第86号で平成18年10月1日から施行)